

平成29年度 駅西ブロック部会の主な活動内容

平成29年度の駅西ブロック部会では、主に駅前広場をテーマに、現在の広場の課題や将来像、活用のアイデア等の意見を出し合いました。
出された意見等の議事要旨は、区のホームページで公開しています。

第35回ブロック部会

平成29年12月19日(火) 午後8時～9時半

議題

○十条駅西口再開発事業に伴う駅前広場の使い方について

報告事項

○JR 赤羽線(十条駅付近)連続立体交差化計画および関連する道路計画の都市計画決定について



第36回ブロック部会

平成30年3月19日(月) 午後8時～9時半

議題

○未来の十条駅前広場について(意見交換会)

報告事項

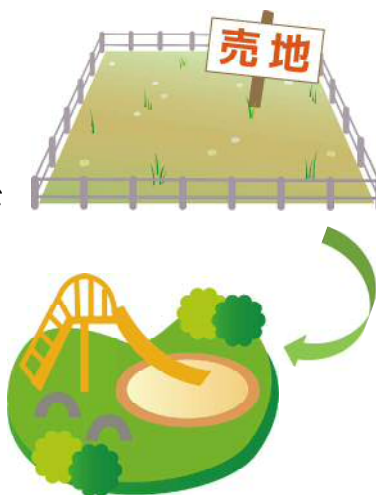
○JR 赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業および関連する道路事業の測量等説明会の実施について



まちづくり用地を探しています ～北区が土地を買取ります～

区では安全で住みやすいまちを目指して、防災広場用地及び代替地を確保するための「まちづくり用地」を探しています。土地の売却をお考えの方は、ぜひ北区へご相談ください。

なお、買取りについては、「再建等可能な土地」等の一定の要件がございますので、ご了承ください。



駅西ブロック(上十条二丁目、十条仲原一・二丁目地区) まちづくりニュース No. 9

問い合わせ先

北区役所 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22(第1庁舎7階)
TEL: 03-3908-9162



発行: 2018(平成30)年4月

刊行物登録番号 29-2-141

駅西ブロック(上十条二丁目、十条仲原一・二丁目地区)

まちづくりニュース

No. 9
2018
(平成30)年
4月発行

発行/北区十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課

燃え広がらない・燃えないまちの実現へ 不燃化特区支援制度をご活用ください

区域が拡大

不燃化特区に指定されている「十条駅西地区」の区域が、2017(平成29)年3月末に十条駅東側の地区まで拡大し、「十条駅周辺地区」として指定されました。

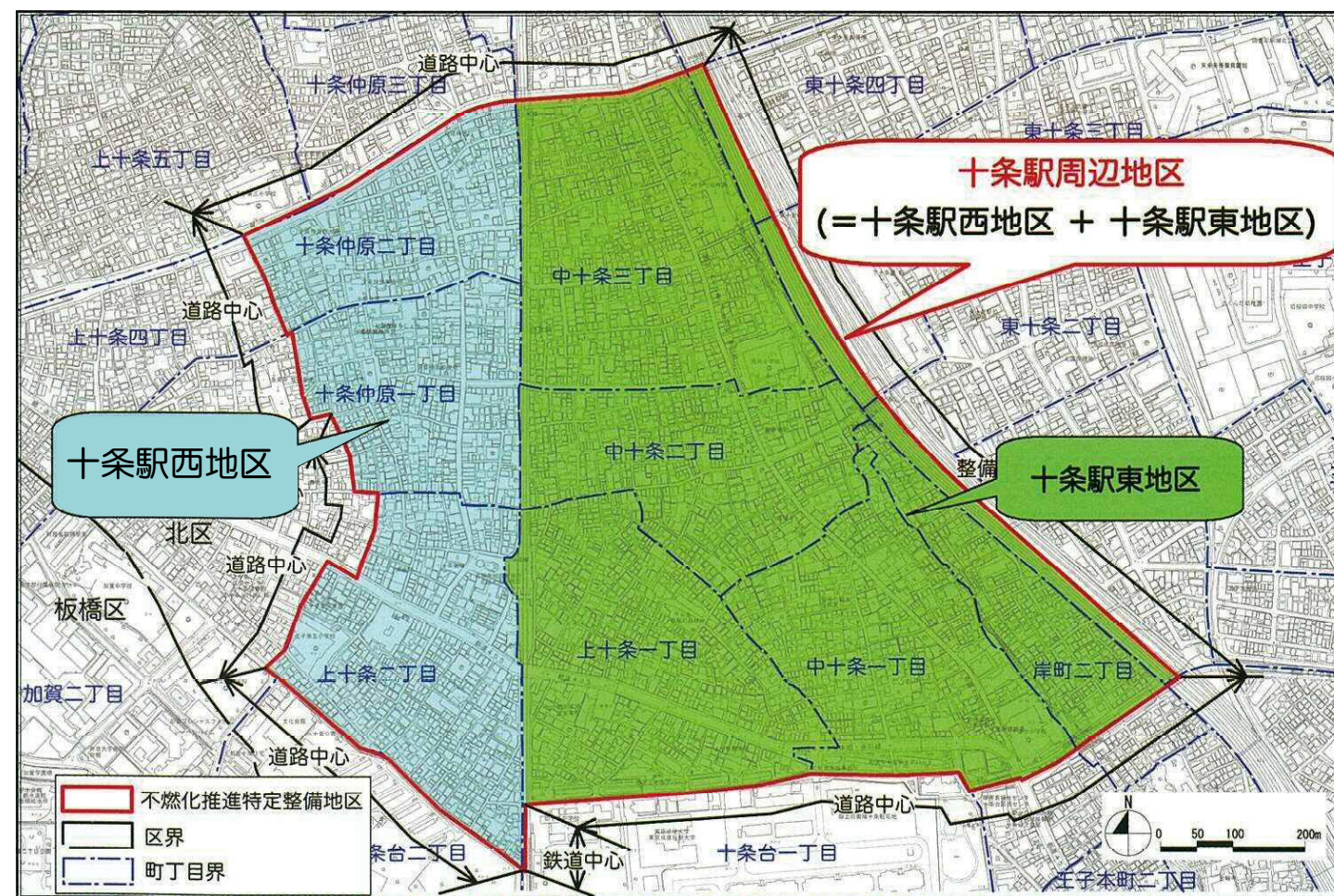
手厚い助成等

不燃化特区内では、「不燃化建替え促進支援」や「老朽建築物除却支援」による手厚い助成を行うと共に、防災上危険な老朽住宅を除却して更地とした場合や不燃化建築物へ建替えた場合に、固定資産税や都市計画税が減免されます。

2020年度まで

不燃化特区内での各種支援策は、2020年度までとなっています。

【不燃化特区「十条駅周辺地区」区域図】

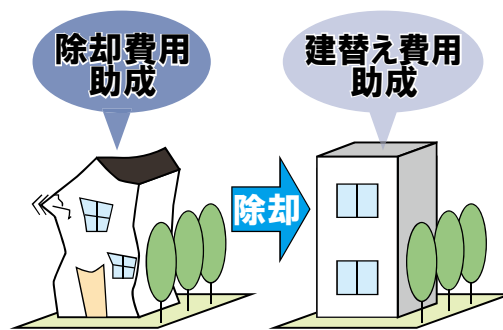


不燃建築物に建替えたい方へ

不燃化建替え促進支援

北区では、老朽建築物を、一定の要件を満たす耐火建築物又は準耐火建築物に建替えを行う場合に、「**除却に要する費用**」、「**建築設計及び工事管理に要する費用**」の一部を助成します。

除却に要する費用		助成額
		最大で 160 万円
建築設計及び工事管理に要する費用	耐火建築物に建替えた場合	最大で 90 万円 ※共同建替え等は最大で 450 万円
	準耐火建築物に建替えた場合	最大で 80 万円 ※共同建替え等は最大で 200 万円



助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①建替え前の老朽建築物の所有者であること ②個人または中小企業者等であること ③住民税（中小企業等の場合、法人税）を滞納していないこと
助成対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ①住居専用建築物又は住居商工併用建築物若しくは商工専用建築物であること ②老朽建築物を、耐火建築物又は準耐火建築物にするもの ③建築物の形状、外壁等の色彩は周辺の環境に配慮したもの ④敷地面積が 65 ㎡以上であること ⑤宅地建物取引業者が販売目的として建築する建築物ではないもの 等

店舗等加算助成

店舗等加算助成区域内で、従前・従後ともに、相対的に火災の可能性が高い用途の店舗等を含む不燃化建替えを行う方には、上記の不燃化建替え促進支援に加えて、**上限を 100 万円とする加算助成**が受けることができます。

老朽建築物を除却したい方へ

老朽建築物除却支援

○北区では、区の調査によって危険と認められた老朽建築物等、一定の要件を満たす建物を除却する場合、「**除却に要する費用**」を最大で **160 万円助成**します。

○更に、老朽空家除却後の土地を区に売却するものについては、**助成限度額を 500 万円に増額**します

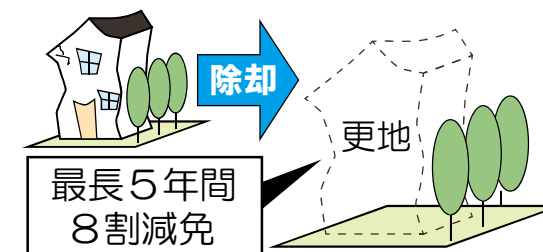
助成対象建築物	<p>下記の①～③のいずれかに該当する建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①密集法において延焼防止上危険な木造建築物として国が定める基準に該当する木造建築物 ②国の調査によって危険であると認められた昭和 56 年以前に建てられた建築物 ③区の調査によって倒壊の危険があると認められた建築物
---------	--

※助成対象者は不燃化建替え促進支援と同等です。

固定資産税・都市計画税の減免

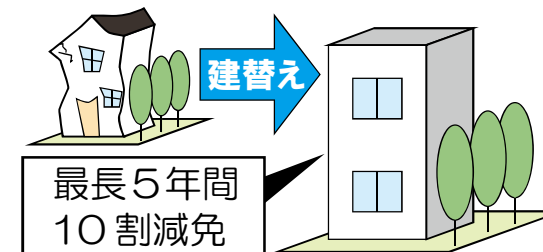
防災上危険な老朽住宅を除却し更地とした場合

老朽住宅を取壊した後の更地が、減免の要件を満たす場合、土地にかかる**固定資産税・都市計画税が最長 5 年度分、住宅の敷地並みの税額に軽減**されます。



不燃化のための建替えを行った住宅の場合

不燃化のための建替えを行った住宅については、一定の要件を満たす場合、**新たに課税される年度から最長 5 年度分、固定資産税・都市計画税が減免**されます。



減免については、
北都税事務所固定資産税係（03-3908-1171（代表））へご相談ください。

建替えなどでお悩みの方へ

専門家派遣支援

区が定める「老朽建築物」、または、「その建築物が存する土地」の所有権等を有する個人を対象に、権利の移転や建替え等に関する相談として、**専門家を無料で派遣**いたします。



都区共同相談窓口

不燃化特区区域内の関係権利者の皆様を対象に、不燃化特区に関する相談を受け付けております。ぜひ、相談窓口をご利用ください。

営業日：毎週火曜日、第 2 第 4 木曜日と日曜日
営業時間：午前 10 時～午後 6 時
お問い合わせ先：電話：0120-900-244
(フリーダイヤル)

